

12
December
2025



一般社団法人
熊本中央青色申告会

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目17番14号

[TEL] 096(381)3101

[URL] <http://kuma-aoiro.org> [E-mail] info@kuma-aoiro.org

登録番号 T4-3300-0500-8316
令和7年12月1日発行 第通 NO.513

～事務局からのお知らせとお願い～

決算申告相談の期間中（1～3月）は、来所されている会員さんの相談を優先させていただくため、

◎お電話での記帳方法や入力操作等に関するご相談は対応できません。

◎決算申告相談時には、記帳や入力等の内容確認は致しかねます。

必ず、年内の決算準備個別相談会をご利用ください。

月	火	水	木	金	土
12月	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	
15	16	17	18	19 午前中のみ	
22	23	24	25	26	

*12/19(金)は、職員研修のため午後から閉館させていただきます。

税理士個別相談会（無料）

★専従者給与の事や減価償却資産の事、
消費税の事等々…記帳や決算、税務のご相談

★個人の事業経営から
会社設立を検討されている場合のご相談

★自宅や事業所の新築や売却等についてのご相談

★譲渡や相続・贈与などに関するご相談

★令和7年所得税の税制改正について

個別相談なのでプライバシーも守れます。
記帳の仕方、税務に関する事、所得税
消費税・相続税・贈与税など、
お気軽にご相談ください

12月8日（月）から
決算申告予約受付開始！

詳しくは、同封の特別号をご覧ください。

年内相談 12/26(金)まで
096-381-3135

会 場 青色会館 3階相談室

予約時間

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 9:00 ~ | ④ 13:00 ~ |
| ② 10:00 ~ | ⑤ 14:00 ~ |
| ③ 11:00 ~ | ⑥ 15:00 ~ |
| 土曜日は午前中のみ | ⑦ 16:00 ~ |

法律個別相談会（無料）

嘱託司法書士による個別相談会です。
遺言状の作成方法、土地・建物の登記、
成年後見人等についてなど…

お気軽にどうぞ！

12/ 6(土)・10(水)

【予約】9時 / 10時 / 11時

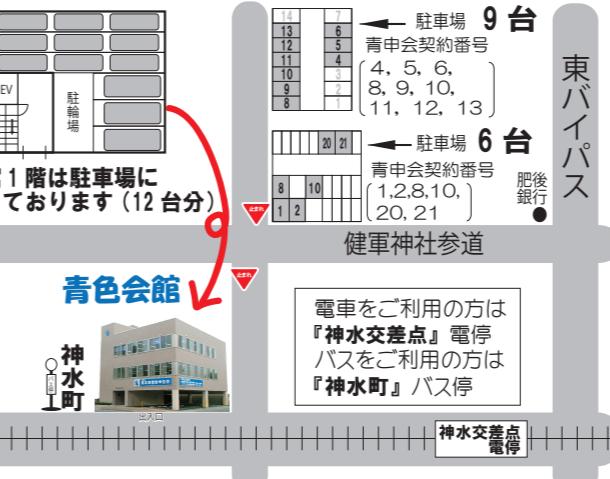
※次回の法律個別相談会は来年4月を予定しております。

土曜記帳相談会

12/ 6(土) 【予約】9時 / 10時 / 11時
(午前中のみ)

駐車場のご案内

※お車でお越しの際は下記駐車場をご利用ください。



駐車場の台数には限りがございます。
公共交通機関等のご利用などご協力お願いします。

知りたい！

小規模企業共済制度



小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

Q この制度に加入できる人は？

- A ●常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員（営農者も加入いただけます）
●小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
②「事業の執行に対する報酬を受けている」

★一部の手続きはオンラインでの申請が可能です★

お問い合わせは共済相談室

050-5541-7171 (営業時間：平日午前9時～午後5時)

共済サポートnavi

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>

令和7年分申告用
青色申告会員必携

(青色申告会のみでの販売になります)

- A4版 (93ページ)
1冊 730円（税込み）
発行：一般社団法人全国青色申告会総連合

個人事業者向けの税務情報を掲載した青色申告会会員さん専用の税務ハンドブックです。
お電話で購入予約もできます！

096-381-3101まで
お電話ください

まだ間に合います！

手続に必要なもの

- 《例》新規に加入（現金あり）の場合
- 申込用紙
 - 最初の月額掛金
 - 銀行口座
 - 銀行口座届出印
 - 取引銀行確認印

当会にて準備しています
現金でご用意ください
引落希望口座（個人名義）
※ゆうちょ銀行、ネットバンクなど
指定できない金融機関もあります。
引落口座の届出印です
手続時ご説明します
申込が完了し契約成立後、中小企業基盤整備機構より
共済締結証書がお手元に届きます

今月お申込み分は令和7年分の所得控除になります
※増額も随時受付しています。

Q 掛金は全額が所得控除の対象になりますか？

A 今年1年間に払い込んだ掛金は、全額が所得控除になります。
年払いや半年払いなどの払い込み方法（払込区分）に関係なく、
今年中に払い込んだ金額がその年の所得控除の対象になります。
前納掛金は1年（12ヶ月）分以内のものが、所得控除の対象となります。
なお、掛金は、契約者自身の所得からの納付となるため、必要経費や損金には算入できません。

Q 年末調整や確定申告の所得控除に使用する
掛金の払込証明書はいつ届きますか？

A 毎年9月までに掛金の払込み（口座振替等）があった
契約者を対象に、11月中旬～11月下旬に発送されます。
また、10月から12月までの間に加入され、当年中に掛金の
払込みがある方には、翌年の2月中旬に発送予定です。



← 詳細はこちらから

お申込・お問い合わせは事務局

381-3101まで！

